

平成21年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成21年6月8日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成21年 6月 8日

11日間

至 平成21年 6月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について

第 7 議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料の一部を改正する条例

第 9 議案第69号 京都地方税機構の設置について

第10 議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について

第11 議案第71号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について

第12 議案第72号 京丹波町桧山財産区有地の処分について

第13 議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第14 議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

- 2 番 坂 本 美智代 君
- 3 番 山 内 武 夫 君
- 4 番 畠 中 勉 君
- 5 番 今 西 孝 司 君
- 6 番 東 まさ子 君
- 7 番 小 田 耕 治 君
- 8 番 横 山 勲 君
- 9 番 西 山 和 樹 君
- 1 0 番 山 田 均 君
- 1 1 番 室 田 隆一郎 君
- 1 2 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 3 番 吉 田 忍 君
- 1 4 番 野 口 久 之 君
- 1 5 番 野 間 和 幸 君
- 1 6 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 松 原 茂 樹 君
- 副 町 長 上 田 正 君
- 教 育 長 寺 井 行 雄 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 田 端 耕 喜 君
- 瑞穂支所長 野 村 雅 浩 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 谷 俊 明 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画情報課長 岩 崎 弘 一 君
- 税務課長 稲 葉 出 君
- 住民課長 伴 田 邦 雄 君

保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開会 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんには、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・室田隆一郎君、12番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間といたしたいと思っております。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月18日までの11日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第66号のほか8件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の6月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本定例会の京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のためビデオカメラによる撮影、収録を許可いたしましたので報告いたします。

本会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

また、全員協議会終了後、議員控室において議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さん大変ご苦勞さんですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第 4、行政報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、行政報告を行います。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成21年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

この春植えつけられました水稻は天候にも恵まれ、順調に生育しているようであり、実りの多い秋を期待いたすところであります。厳しい農業の経営環境であります。担い手の育成や営農組織への支援、特産振興作物の作付拡大など生産収益性の高い農業の実現に引き続き努めるところであります。

5月29日に国の追加経済対策の裏づけとなる平成21年度補正予算が成立し、地方公共団体関連では、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現や地域の実情に応じるきめ細かな事業の実施のため地域活性化経済危機対策臨時交付金に1兆円、地域活性化公共投資臨時交付金に1兆3,790億円、都道府県等における基金造成の交付金2兆1,318億円などが措置されたところであります。

経済危機交付金の本町への交付額は4億8,924万円が示されており、交付金を有効に活用した事業の推進について調査検討を行っているところであります。また、現時点では詳細が示されていない公共投資交付金や各種の基金造成事業につきましても情報収集に努め、効果的活用を図ってまいり所存であります。

事業採択から17年、昨年の7月に事業の継続が認められた畑川ダム事業であります。全体計画77億円、平成20年度までの執行額は37億3,400万円、進捗率48.5%となり、今年度で沢水处理に伴うトンネル水路工事が完了し、ダム本体工事、遮水壁工事が順次施工されるところであります。水道用水を安全で安定して供給する統合簡易水道整備事

業も20年度末で進捗率81%となり、これらの整備とあわせ、引き続きダムの早期完成に向け積極的に取り組んでまいります。

出納閉鎖を迎えました平成20年度の各会計決算見込みにつきましては、一般会計では歳入101億6,157万円、歳出99億2,627万円、収支は2億3,530万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では6,293万円程度の黒字決算の見込みとなりました。また、特別会計では、歳入69億9,289万円、歳出69億1,907万円、実質収支は7,382万円程度を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。なお、病院事業会計につきましては4,881万円の純損失金が生じる見込みであります。今後におきましても精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（岡本 勇君） 以上で行政報告を終わります。

#### 《日程第 5、請願の委員会付託》

○議長（岡本 勇君） 請願の委員会付託を行います。

今期定例会、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

請願第1号は、総務文教常任委員会に付託といたします。

お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定についてから、日程第14、議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第6、議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定についてから、日程第14、議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定につきましては、地域医療をめぐるさまざまな課題に取り組んできたところではありますが、現状に至っては和知診療所における診療体制の見直しを行い、病床の介護療養型老人保健施設へ転換するため、その設置に係る必要な事項を定めるもの。

議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第66号に関連し、介護療養型老人保健施設への転換の前提として一般病床を療養病床に区分変更するもの。

議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料の一部を改正する条例につきましては、主に第二種財産の貸付に関する見直しや陰伐要件の規定の整備等を行うもの。

議案第69号 京都地方税機構の設置につきましては、京都府及び京都市を除く府内24市町村と地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務及び地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務を処理するため広域連合の規約を定め、京都地方税機構を設置するもの。

議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、相楽郡笠置町南山城村中学校組合の解散に伴う規約の変更を行うもの。

議案第71号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、新たに相楽東部広域連合の加入及び地方自治法の改正に伴う規約の変更を行うもの。

議案第72号 京丹波町桧山財産区有地の処分につきましては、京丹波町井脇地内の区有地1万3,379.53平方メートルについて、一般国道478号丹波綾部道路改築事業用地として京都府土地開発公社に対し、価格2,675万9,060円をもって処分するものであります。

議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額101億6,530万円に今回1,020万円を追加し、補正後の額を101億7,550万円とするものであります。介護療養型老人保健施設の開設準備経費に390万円、畜産飼料作物用器械の導入補助金に630万円を計上しております。

議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額1,600万円に今回2,675万9,000円を追加し、補正後の額を4,275万9,000円とするものであります。議案第72号の財産区有地の土地売り払い収入を計上するとともに、これを財源とする所要の追加を行うものであります。

以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について説明を申し上げます。

さきの町長の提案説明にもございましたが、全国的な課題であります医師不足をはじめ医療スタッフの確保など、地域医療をめぐる多くの課題がある中、町立医療施設についてはそれぞれの役割分担と連携を基本に京丹波町病院を中核医療機関として位置づけ、一般病床の充実を行ったところですが、和知診療所については、京丹波町病院をはじめ近隣病院とのさらなる連携を推進し、地域のかかりつけ医機能と高齢者の在宅療養を支える機能として外来機能を維持しつつ、病床を介護療養型老人保健施設に転換、開設するために本条例を提案させていただくものでございます。

和知診療所の療養病床を転換して開設する介護療養型老人保健施設は平成20年5月に創設され、平成23年度末までに療養病床からの転換の場合にのみ認められるもので、1床当たりの面積や廊下幅など従来の老健の基準より緩和され、現在の診療所施設の基準で認められる経過措置が設けられております。また、医療機関併設型小規模老人保健施設となり、医師や理学療法士などの兼務が認められておりますので、建物や人員基準等において現在の診療所の体制を引き継ぐ形で転換、開設を予定しているところでございます。

それでは、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の概要につきまして説明をさせていただきます。

第1条及び第2条では、設置につきまして場所、名称を規定いたしております。和知診療所に併設する形での開設となります。

第3条では、この介護療養型老人保健施設で実施することができる事業といたしまして、介護保険法に基づく介護保険施設サービスと通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の事業を規定いたしております。

第4条の定員といたしましては、介護保険施設サービスの入所に関しまして短期入所を含めて19人とし、通所リハビリテーションの定員は10人といたしております。



第5条の利用対象者については、介護保険法により要介護認定または要支援認定を受けられた方で、それぞれの事業について利用が適当と認められるものといたしております。

第6条、利用料については、それぞれの事業に係る介護報酬の点数により算定された費用の額となりますが、法定代理受領の場合はその1割となる旨を規定いたしております。ただし、第2項において、介護保険料の納付が滞っている場合の利用料については、介護保険証に記載された負担割合及び支払い方法となる場合があることを記載しております。

第3項では、入所及び短期入所に係ります食費について厚生労働省告示に規定する額とし、現在は1日当たり1,380円となっております。

第4項では、入所及び短期入所の場合の居住費、滞在費について厚生労働省告示に規定する額とし、現在は1日当たり多床室320円、従来型個室1,640円となっております。なお、この食費、居住費、滞在費につきましては利用者の所得に応じて負担限度額が適用され、個人負担額は減額の場合がございます。

第5項では、診断書等の手数料を規定しております。金額につきましては、現在の病院、診療所における手数料と同額といたしておるところでございます。

以下、第7条から第10条までは利用料の減免、職員、損害賠償、利用の制限等に関して定めますとともに、第11条で規則への委任を規定しておるところでございます。

最後に、附則につきましては、本条例の施行日を平成21年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

先ほどの議案第66号とも関連しておりますが、診療所病床の介護療養型老人保健施設への転換に当たり、現在の一般病床を一旦療養病床に区分変更を行い、療養病床19床にしておく必要があるため提案させていただくものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係では、現在の一般病床7床、療養病床12床を療養病床19床とするものです。

次に、第2条関係では、老健開設にあわせて診療所の病床を廃止することとし、条例に規定しております入院に関する規定を削除することといたしております。具体的には条例第4条第6号の診療施設への収容及び第7条第2項の病床数、療養病床19床に改正しました規定を削るとともに、第8条の入院及び退院に関する規定を削り、以下の条文の繰り上げなど所要の改正を行っております。

なお、本条例の施行日につきましては9月1日とし、第2条関係につきましては老健の開

設とあわせまして10月1日からの施行といたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第66号及び67号の条例制定、条例改正に係ります説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所町（野村雅浩君） それでは、議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

現在、第2種財産貸付地を財産区有内の住民に貸し付けている使用料を徴収しておりますが、その貸付期間90年の更新時期に当たり、土地賃貸借契約書で定め、管理方法及び貸付期間を一部改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。

第3条第3号では、第1種財産直営地については管理台帳を、第2種財産貸付地については貸付台帳を備え付けることを条文として加えて、財産台帳にて管理するものであります。

第4条の使用料では、第2種財産貸付地の使用料は各号とも同額であるため、第1項条文で改め、1ヘクタールにつき年額1,000円とするものであります。第6号中の（森林開発公団等）につきましては、既に幾度と組織団体の名称が変更しておりますので、現在の（独立行政法人森林総合研究所等）に改めるものであります。

第7条の陰伐につきましては、農地または宅地に接続する部分の陰伐ができることについて、以前、農地陰伐の義務化や、また、農地以外は禁止していたことの規制を緩和するもので、農地または宅地以外でありましても陰伐地の土地所有者の承諾を得れば陰伐可能となり、農地または宅地等の使用者が必要に応じて行うことができるというものであります。

第9条第2項中は「賠償金」及び第10条中は「（全部または一部）について、土地賃貸借契約」に改めるものであります。

以上、梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部の改正をする条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） それでは、議案第69号 京都地方税機構の設置についてご説明申し上げます。

京都府税務共同化につきましては、厳しい財政状況や平成18年度の国の三位一体の改革による税源移譲でますます地方税の比重が高まる中、自主財源である税収の確保、すなわち徴収率向上にむけた税業務の体制強化と効率化は避けて通れない課題となってきたことにかんがみ、公平・公正で府民や納税者に信頼される税務行政を確立するため、税業務共同化に

に向けた取り組みがスタートしました。以来、共同化のあり方及びその具体化に向けまして諸課題の検討が重ねられる中で、平成20年4月には京都市を除く府内25市町村長及び京都府代表委員とする京都府市町村税務共同化組織設立準備委員会が設立され、その中には府職員、市町村職員が参加する事務局も設置されるとともに3つの検討部会を設け、積極的な部会活動が展開され、鋭意詳細が検討されてまいりました。そして、昨年8月と12月の第1回、第2回準備委員会を経て、本年4月9日開催の第3回準備委員会におきまして広域連合規約案、事業計画案、今後の手順等について協議され、合意がなされたところでございます。

こうしたことから、このたび滞納整理業務及び課税業務等につきまして共同で処理する上で、京都府と京都市を除くすべての市町村が加入する特別地方公共団体としての京都地方税機構を設置する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、当該規約案について議会の議決を求めるものでございます。

規約案の内容につきましては、地方自治法第291条の4に規定する必要事項をもとに、第1条から第18条及び附則との構成としており、京都府と京都市を除くすべての市町村の提出議案において共通のものとしております。

規約案の第1条から第3条までには広域連合の名称、組織する団体及び区域を規定しており、第4条から第6条までは広域連合が処理する事務等の関係規定を、第7条から第10条までは広域連合議会関係規定、第11条から第13条は広域連合長及び副広域連合長等の関係規定、第14条は職員関係、第15条、第16条は選挙管理委員会及び監査委員の執行機関の規定、第17条には広域連合の経費に充てる収入に関する規定、そして最後の第18条では規則への委任を設けております。なお、附則において施行期日で規約を広域連合の設立についてを総務大臣の許可の日から施行すること及び経過措置を規定しております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について補足説明を申し上げます。

町長が申されたところでございますけれども、今回、相楽郡笠置町南山城村中学校組合、これが解散をされたことに伴いまして、この組合の部分を規約から削るという改正でございます。

次に、議案第71号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体

の数の増加及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

ページをめくっていただきまして最後のページの新旧対照表でございますが、今回新たに加入することに広域連合を加入させるということでございまして、これは第2条でございます。この広域連合の構成町村でございますが、笠置町、和束町、南山城村でつくられた連合ということになっております。

主に、事務といたしましては教育委員会をこの広域連合で設置するというところになっておるところでございますが、先ほどの議案第70号の規約の変更は、これとも関連するところでございます。

それからあと、第2条と第12条を見ていただきますと組合市町村という表現があるわけでございますが、第5条と第6条につきましては今回、組合を組織する市町村というふうに2通りの使い分けがなされておるところでございます。これにつきましては、いわゆる広域連合の議員さんの関係でございますけれども、それぞれ各構成町村の議員さんが選出されるという状況がございまして重複することから、こういった表現に使い分けをして改正をしようとするものでございます。

それからもう一点は、議員さんの報酬の関係でございますが、これにつきましては自治法の改正により議員報酬というふうに改められておりますことから、あわせて改正をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第70号及び71号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所町（野村雅浩君） それでは、議案第72号 京丹波町桧山財産区有地の処分について、読み上げにて説明とさせていただきます。

京丹波町桧山財産区有地の処分について、下記の京丹波町桧山財産区有地を処分とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号、並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

1 土地の所在地、地目及び処分地籍、

所在地、地目、処分地積（㎡）の順で読みあげます。

京丹波町井脇井壁谷69番、山林、9, 777. 66。

京丹波町井脇井壁谷70番、山林、1, 379. 54。

京丹波町井脇井壁谷71番、山林、28.06。

京丹波町井脇笹山61番、山林、89.05。

京丹波町井脇笹山62番3、山林、2,105.22、

計1万3,379.53平方メートルであります。

2 処分の理由 一般国道478号丹波綾部道路改築事業に必要な土地を処分する。

3 処分価格 2,675万9,060円。

4 契約の相手方 京都府土地開発公社理事長 神 敏郎。

あと、図面を裏面につけております。

この赤で示しております部分が今回の処分地となっております。

以上、読み上げ等で説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては1,020万円を追加させていただきまして、補正後の額を10億7,550万円とさせていただくものでございます。

予算書の一番裏のページの歳出から説明をさせていただきます。

町長の提案理由にもございましたように、今回は診療所費で老人保健施設の開設の準備に伴う経費ということで、総額で390万円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては老人保健施設の介護保険システムの導入のセットアップの委託料350万円、あわせまして、この導入いたしますシステムの端末機等の備品が40万円となっております。

それから農業費の畜産業費の関係でございますが、農業機械の導入補助金ということで630万円を計上させていただいております。これにつきましては飼料イネの刈り取りから裁断、あるいはロール形成まで行うロールベアラに493万5,000円、あわせまして、このロールをラッピングいたします自走式のラッピングマシンに136万5,000円ということで、合計630万円を計上させていただいたところでございますが、この補助金額については事業費の2分の1に相当する額でございますが、残りの額については受益者負担となっているところでございます。

なお、これに伴います歳入でございますが、畜産業費の関係につきましては京都府のそれぞれの補助金を全額充当させていただきますのと、以外の部分につきましては財源の推移から、現状としては財政調整基金390万円を繰り入れての収支の均衡を図らせていただいたところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第73号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所町（野村雅浩君） それでは、議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございますが、補正前の額1,600万円に今回2,675万9,000円の追加を行い、補正後の額4,275万9,000円に変更するものであります。

事項別明細書の歳入3ページをごらんください。

議案第72号で提案いたしました財産区有地の処分費用の受け入れでありまして、一般国道478号丹波綾部道路改築事業（京都縦貫自動車道）に伴う土地売り払い収入について、2,675万9,000円を計上しております。

その歳出につきましては4ページで示しておりますとおり、財産管理費の委託料としまして直営林新植作業委託料として140万円を計上しております。これにつきましては近年松枯れ等によりマツタケ発生数が激減しておりますが、もう一度アカマツ林の再生目的に京都府林業試験場が研究開発されたマツノザイセンチュウ抵抗性松を無償提供していただき、試験林として事業展開するものであります。

また、補償補てん及び賠償金としましては、京都縦貫道改築に伴う土地売り払い収入を貸付地の地元区（井脇区）に、3分の1に当たる891万9,000円を補償するものであります。

なお、前後しますが、一般管理費の財政調整基金積立金として京都縦貫自動車道改築に伴う土地売り払い収入から新植作業委託料及び地元区土地売り払い補償費の支払い分の残金として1,644万円を積み立てるものであります。

以上、桧山財産区補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時47分